令和4年度 物品等競争参加資格審查申請書提出要領

令和4年度に十和田市で行われる物品等(製造・売買・修繕・印刷・運送・委託・賃貸・除雪等)の競争入札・見積等に参加を希望するかたは、下記の事項に留意の上、申請書を提出してください。

記

1. 受付期間

令和4年1月17日(月)から令和4年2月15日(火)まで(土・日、祝日を除く) (受付期間以外は申請書の受付をしませんのでご注意ください。)

※ 受付締切日間際は申請が集中することが予想されますので、なるべく早い時期に 提出してくださるようお願いします。

2. 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (正午から午後1時の間は申請書の受付をしませんのでご注意ください。)

3. 提出方法

- (1) 本店・支店等が十和田市内にある場合:持参のみ
- (2) 本店・支店等が十和田市内にない場合:持参又は郵送(宅配便も可)
 - ア. 郵送の場合は消印が令和4年2月15日までのもの
 - イ. 宅配便の場合は配達依頼日が令和4年2月15日までのもの を有効とします。

4. 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)

5. 地域判定

本店所在地により、市内業者・県内業者・県外業者として登録します。 常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている営業所等の名義で、見積書、 入札書又は請求書等の提出及び契約の締結が可能な者を受任者として申請する場合は、 受任者の所在地により登録します。

6. 提 出 書 類

	書類名			法 人	個 人	摘要	
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書			0	0	様式1(共通様式)「総務省標準様式」	
2	希望営業品目表			0	0	様式4-1①「総務省標準様式」	
3	経営状況調査表(物品製造·役務の提供 等)			0	0	様式4-1②「総務省標準様式」	
4	営業所一覧表(物品製造・役務の提供等)			0	0	様式4-2「総務省標準様式」	
				0	0	法人:直近の貸借対照表及び損益計算書(写し可)	
⑤	財務諸表					個人:直近の決算貸借対照表及び損益計算書又は、	
						確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書(写し可)	
6	登記事項証明書(写し)			0		履歴事項全部証明書	申請日から遡って
7	身分証明書				0	写し可	3か月以内のもの
8	納税証明書(最新1か年分、写し可)			・市 税:十和田市税務課(未納税額がないことの証明)			
0				・国 税:本店所轄税務署(未納税額がないことの証明)			
		市税	·法人市民税	0		市納税証明書	
			·固定資産税	0	0		
	市内に本店又		·市町村民税		0		
	は営業所等の		·国民健康保険税		0		
	所在地を有す		·法人税	0		法人:納税証明書その3-3	
	る業者	国税	・消費税·地方消費 税	0	0		申請日から遡って 3か月以内のもの
			·申告所得税		0		1
		国税のみ	·法人税	0		個人:納税証明書その3-2	
	その他の業者(市外業者)		·消費税·地方消費 税	0	0		
			·申告所得税		0		
9	委任状(代理人により申請する場合)			委任する	場合のみ	任意様式	
10	委任状(本店から支店等へ委任する場合)			委任する	場合のみ	様式 31 号	
11)	使用印鑑届			0	0	様式 32 号	
12	営業内容一覧表			0	0	様式 33 号	
13	印刷設備状況一覧表			0	0	印刷業を希望する場合(様式 34 号)	
14)	個人住民税特別徴収実施確認(誓約)書			0	0	市内業者のみ提出(様式 35 号)	
15)	誓約書			0	0	全業者提出(様式 36 号)	
	各種許可書及び登録証明書(写し)			ア 運輸、運送、環境保全、建物管理及び公害防止等を業とするもの			
				イ 石油、ガス等の危険物、薬品、劇薬等の販売を業とするもの			
16				ウ 食品販売を業とするもの			
				エ 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等の指定を受けているもの			
				オ その他許可及び登録を必要とするもの			

7. そ の 他

- ・提出書類は A4サイズで①~⑯の順に揃え、綴じないでクリアーホルダー(無色透明)に入れて提出してください。
- ・書類提出後、申請期間内に内容等の変更があったときは、速やかに書類の差し替えをお願いします。
- ・持参する場合は、**受領書(様式有り)を準備して届出窓口まで**お出でください。
- ・郵送する場合は、<u>切手を貼付した返信用封筒と受領書もしくは受領書内容を印刷したハガキを同封</u>してください。

8. 申請者の要件

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ・十和田市契約規則第1条の規定に該当しないこと。
- 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・許認可等を必要とする種目を希望する場合において、必要な資格等を有していること。
- ・営業実績が1年以上あり、財務諸表を提出できること。
- ・十和田市に納入すべき使用料等について滞納していないこと。
 - ※使用料等の滞納の有無については、上下水道部など関係部署に確認しますので、納入を確認するための証明書類等の提出は不要です。

9. 申請書類の注意点

①一般競争(指名競争)参加資格審查申請書(標準様式 様式1「共通様式」)

「総務省共通様式」です。記載要領に従い作成をお願いします。

・資格審査申請書に記載する代表者役職名及び氏名は、登記事項証明書と一致させてください。

②競争参加資格希望営業品目表(物品製造等)(標準様式 様式 4-1①)

希望する資格の種類と営業品目に○をつけてください。

別紙3、別紙4は定めていません。営業種目コード表を確認し、様式33号に詳細を記載してください。

④営業所一覧(標準様式 様式4-2)

「総務省共通様式」です。記載要領に従い作成をお願いします。

別紙5は定めていません。十和田市で営業できる場合は、営業区域コード欄に「01」と記載してください。

⑤財務諸表

法人:直近1か年の貸借対照表及び損益計算書(写し可)

個人:直近1か年の決算貸借対照表及び損益計算書又は、確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書 (写し可)

⑥履歷事項全部証明書

証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。(写し可)

⑦身分証明書

証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。(写し可)

⑧納税証明書

提出する納税証明書の証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。(写し可) E-Tax を利用して取得した電子納税証明書 (PDF ファイル)を印刷したものの提出も可

滞納額がある場合は、申請書の受付を行うことができませんのでご注意ください。

納税済みの場合で、証明書に未納額の表示がある場合は、納入済通知書(写し)を添付してください。

※国税の納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類(納税証明書交付請求書、委任状等)を確認するようにしてください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

※e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用しているかたは令和3年7月から電子納税証明書の申請から受取りまでをパソコン等で行うことができます。詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

(https://www.e-tax.nta.go.jp)

⑨委任状(代理人により申請する場合)

記載要領に従い作成をお願いします。(様式任意)

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について 委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。

⑩委任状(本店から支店等へ委任する場合)

代表者が、支店・営業所等の長に有効期間内に行う入札及び契約等の権限を委任する場合に提出してください。

入札時の代表者又は受任者から代理人への委任状とは異なるものですのでご注意ください。

①使用印鑑届

- ・代表者(委任状を提出される場合は受任者)が入札・見積・契約の締結・代金請求などに使用する印鑑を押印してください。
- ・法人の場合は、商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑を、個人の場合は商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑又は個人印を押印してください。
- ・社印(角印)は、代表者印とともに全ての提出書類に使用する場合のみ押印してください。
- ・委任状を提出した場合、受任者の印鑑と使用印鑑は一致します。
- ・権限の一部を委任される場合は、本店及び受任者それぞれについて作成し、提出してください。

迎営業内容等一覧

営業種目コード表をご確認の上、<mark>優先順位の高い順番に記入</mark>し、主な取扱品等を具体的に記入してください。

記載例を参考にしてください。申請登録できる営業業種は15業種までです。

⑭個人住民税特別徴収実施確認(誓約)書 (市内業者のみ提出)

個人住民税の特別徴収の実施状況等に対する質問に対し該当する項目にチェックをしてください。 特別徴収指定番号の確認は、十和田市役所税務課(51-6766)へお問い合わせください。

⑤誓約書 (全業者提出)

十和田市暴力団排除条例第7条に基づく入札参加資格申請者への措置として提出していただく書類です。

16各種許可書及び登録証明書

許可及び登録を必要とするものの証明書等の写しを提出してください。

- ※提出書類に不備がある場合は受理できません。全ての書類が揃い、受付された日をもって受理日と します。
- ◎個人事業主のかたの受注分につきましては、業務内容等によっては委託料等支払時に所得税を源泉 徴収する場合があります。(所得税法第204条第1項第2号)

問い合わせ・提出先

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 総務部 管財課 契約係

TEL 0176-51-6714

FAX 0176-25-2049